

滋賀労働



滋賀県労働広報紙

651号
2019

滋賀県最低賃金の改正について

27円引き上げて、時間額866円に

令和元年度の滋賀県最低賃金は、滋賀地方最低賃金審議会の答申を踏まえ、**時間額866円**に改正されます。

効力の発生は、令和元年10月3日です。

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与、臨時に支払われる賃金は含まれません。

【お問合せ先】

滋賀労働局労働基準部賃金室	TEL：077-522-6654
大津労働基準監督署	TEL：077-522-6616
彦根労働基準監督署	TEL：0749-22-0654
東近江労働基準監督署	TEL：0748-22-0394



11月15日は「滋賀県産業安全の日」

(無災害運動期間 11月1日～30日)

平成30年の労働災害発生状況は、死亡災害が11人と前年から2人増加し、休業4日以上之死傷災害が1,403人と平成24年以来、6年ぶりに増加に転じ、死亡災害ゼロ、休業4日以上之死傷災害を1,329人以下にするという第13次労働災害防止推進計画の初年度である平成30年度の目標を達成することはできませんでした。

このような状況から、滋賀労働局では、県内の各事業場における、安全衛生活動の実効性を高め、労働災害防止に向けた機運を向上させるため、「滋賀県産業安全の日無災害運動」を展開し、各事業場への参加を幅広く呼び掛けています。

無災害運動の詳細や参加申込方法等については、滋賀労働局HPに掲載しています。

滋賀労働局 滋賀県産業安全の日 検索

【お問合せ先】 滋賀労働局 労働基準部 健康安全課
TEL：077-522-6650

目次

- 表紙 滋賀県最低賃金の改正について
11月15日は「滋賀県産業安全の日」
- P2 パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！
滋賀でがんばるアスリートを応援しませんか
- P3 女性活躍推進法が改正されました！
中小企業・小規模事業主向け支援策についての相談はこちらへ
- P4 令和元年度 がん患者等就労支援サポート事業者募集
「失業なき労働移動」をめざして企業間の人材マッチングを支援しています！
- P5 新規高等学校卒業予定者を採用予定の雇用主のみなさんへ
内職求人掲載しませんか
- P6 働く女性のスキル&モチベーションアップセミナー
くるみん・プラチナくるみん認定を目指しませんか？
- P7 生産性向上支援訓練&IT活用力セミナースケジュール
能力開発セミナーのご案内
- P8 能力開発講座のご案内
2019年度 ハラスメント防止関連公開セミナーのご案内
- P9 滋賀県の勤労者向け融資制度
滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に基づく施策を実施しています！
- P10 労働委員会だより
- P11 労働相談Q&A
- P12 社会保険労務士によるセミナー&相談会開催のご案内
滋賀県労働相談所のご案内

10月1日～7日は全国労働衛生週間です

「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」

厚生労働省

パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！ ～セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます～

※令和元年6月5日時点の内容です

滋賀労働局雇用環境・均等室

① パワーハラスメント対策の法制化 ～労働施策総合推進法の改正～

施行：公布後1年以内の政令で定める日 ※改正法は令和元年6月5日に公布。

※ パワーハラスメントの措置義務については、中小企業は、公布後3年以内の政令で定める日までの間は、努力義務となります。
中小企業の定義：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

【改正内容】

- 職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります）。
- パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）
※ 適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません

○ 職場のパワーハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的内容等については、今後指針において示す予定です。

② セクシュアルハラスメント等防止対策の実効性の向上

～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正～

【改正内容】

- 1 セクハラ等の防止に関する国・事業主・労働者の責務が明確化※されます
(パワハラ、いわゆるマタハラも同様(2、4も同じ。))
※セクハラ等は行ってはならないものであり、事業主・労働者の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。
- 2 事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止されます
- 3 事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置（事実確認等）への協力を求められた場合にこれに応じるよう努めることとされます
※あわせて、自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合も、相談に応じる等の措置義務の対象となることを指針で明確化します。
- 4 調停の出頭・意見聴取の対象者が拡大※されます
※セクハラ等の調停制度について、紛争調整委員会が必要を認めた場合には、関係当事者の同意の有無に関わらず、職場の同僚等も参考人として出頭の求めや意見聴取が行えるようになります。

【お問合せ先】

滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL：077-523-1190（受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く））

～滋賀でがんばるアスリートを応援しませんか～

全国を舞台に活躍するトップアスリートと企業をつなぐ『SHIGAアスリートナビ』開設!!



2024年に滋賀県で開催する国民スポーツ大会において活躍が期待されるトップアスリートと、雇用を通じトップアスリートを応援していただける企業をマッチングする無料職業紹介所『SHIGAアスリートナビ』を開設しました。

アスリート採用にご興味のある企業様、バイタリティーある人材確保をご検討の企業様、ぜひ下記問合せ先までご連絡ください。

●アスリート採用のメリット

- ・所属アスリートの活躍による企業活動のPRや企業イメージの向上
- ・所属アスリートの応援を通じた社内の一体感の醸成
- ・県HPやSNSによる情報発信、TVや新聞への情報提供を通じ、企業名や選手の活躍を積極的にアピール

【お問合せ先】

SHIGAアスリートナビ事務局
(滋賀県スポーツ課内 滋賀県競技力向上対策本部)
TEL：077-528-3375 FAX：077-528-4842
E-mail：kyogi@pref.shiga.lg.jp

詳しくはこちらのQRコードから



滋賀 アスリートナビ 検索

事業主のみなさま 女性活躍推進法が改正されました！

滋賀労働局雇用環境・均等室

このたび、女性活躍推進法が改正され、令和元年6月5日に公布されました。この改正により、一般事業主行動計画の策定義務の対象や女性の活躍に関する情報公表が変わります。事業主の皆さまにおかれては、下記の改正の内容をご覧ください、施行日までにご準備いただきますようお願いいたします。

1 労働者が101人以上の事業主の皆さまへ（施行：公布後3年以内の政令で定める日）

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されます。

（※）今回新たに義務対象となる、常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主については、厚生労働省令で定める項目から任意の1項目以上を情報公表することが求められます。

2 労働者が301人以上の事業主の皆さまへ（施行：公布後1年以内の政令で定める日）

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について、

- ① 職業生活に関する機会の提供に関する実績、
- ② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

の各区分から1項目以上公表する必要があります。

（※）現行は14項目から任意の1項目以上を公表することとなっています。

（※）行動計画の数値目標の設定についても厚生労働省令により同様の対応を予定しています。

3 女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし（仮称））を創設します（施行：公布後1年以内の政令で定める日）

女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定（えるぼし認定）よりも水準の高い「プラチナえるぼし（仮称）」認定を創設します。

なお、取得企業は、行動計画の策定義務が免除されます。

☆ 改正法の詳細な内容については、今後、労働政策審議会の議論を踏まえて、厚生労働省令、行動計画策定指針等によりお示しする予定です。

☆ 女性活躍推進法の詳細は、[厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）](#)をご覧ください。

【お問合せ先】

滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL：077-523-1190（受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く））

中小企業・小規模事業主向け支援策についての相談はこちらへ

働き方改革や人手不足、人材育成について、どうすべきか悩んでいませんか？
以下の窓口へ、お気軽にご相談ください。各分野の専門家が無料でご相談に応じます。

相談窓口①：滋賀働き方改革推進支援センター

- 就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。
大津市打出浜2-1 コラボしが21 5階（滋賀経済産業協会内）
E-mail：hatarakikata-shiga@s-keisankyo.or.jp

TEL：0120-100-227

相談窓口②：滋賀県よろず支援拠点

- 生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。
- 経営課題に応じた適切な支援機関を紹介します。
大津市打出浜2-1 コラボしが21 2階
（公益財団法人滋賀県産業支援プラザ内）

TEL：077-511-1425

相談窓口③：生産性向上人材育成支援センター

- 人材育成に関する相談受付から、人材育成プランの提案、職業訓練の実施まで、中小企業等の人材育成を一貫して支援します。
大津市光が丘町3-13（ポリテクセンター滋賀内）

TEL：077-537-1176

令和元年度 がん患者等就労支援サポート事業者募集

～治療と仕事の両立に関して「積極的な取組」「新たな取組」を行っている事業者を表彰します！！～

県では、「治療と仕事の両立」の必要性や意義について社会・事業者に広く普及定着させるとともに、治療と仕事の両立を推進することを目的に、治療と仕事の両立に関して積極的な取組を行っている事業者を表彰します。「わが社こそ」「うちの事業者こそ」という事業者を募集しますので、ふるってご応募ください。

表彰の対象・方法

- (1) 滋賀県内に本社または事業所がある事業者が対象となります。
 - (2) 50人未満の事業所または50人以上の事業所に区分して審査基準により審査させていただきます。
- 表彰は、令和2年2月開催予定の「健康寿命延伸プロジェクト表彰式」において表彰状を授与します。

表彰事業所の審査

表彰は次のような取組を総合的に勘案して「がん患者等の治療と仕事の両立支援分野審査会」において審査したうえで決定します。

1. 50人未満の事業所

- (1) がん等に罹患した従業員・家族の治療と仕事の両立に配慮した取組をしている
- (2) 治療と仕事の両立に波及的な効果が期待できる

2. 50人以上の事業所

- (1) がん等に罹患した従業員の就労継続が図られている
- (2) 治療と仕事の両立に波及的な効果がある



滋賀県健康づくり
キャラクター
しがのハグ&クミ

取組例

- ・がん等に関する普及啓発・教育活動（勉強会の開催や情報発信）
- ・がん患者等（復帰者を含む）である従業員のがん治療等への配慮 等

応募方法

提出期限：令和元年11月29日（金）
応募申込書に必要事項を記載し、郵送または持参により提出してください。

*様式は、滋賀県ホームページ「がん患者等就労支援サポート事業者表彰事業」からダウンロードできます

応募・お問合せ先 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県健康医療福祉部 健康寿命推進課 がん・疾病対策・母子保健係
TEL：077-528-3655 FAX：077-528-4857 E-mail：eg0002@pref.shiga.lg.jp

『失業なき労働移動』をめざして企業間の人材マッチングを支援しています！

経済・産業団体、ハローワーク等と連携し、全国ネットを通じて、人材の確保、従業員の再就職支援に努めています。

確かな実績と信頼

昭和62年に経済・産業団体と国の協力で設立された公益財団法人です。

幅広いデータベース

ハローワークや経済団体などと連携し豊富な人材情報を提供しています。

相談等の費用は無料

情報の提供、相談、あっせんについての費用はかかりません。

【お問合せ先】

 公益財団法人 産業雇用安定センター 滋賀事務所
〒520-0051 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル6階
TEL：077-526-3991 FAX：077-526-2761

お気軽にご相談ください

URL：<http://www.sangyokoyo.or.jp/>

新規高等学校卒業予定者を採用予定の雇用主のみなさんへ

- ◇応募者に広く門戸を開くとともに、応募者の適性と能力を基準とした公正な採用選考をお願いします。
- ◇9月16日は新規高等学校卒業予定者の採用選考開始日です。
- ◇応募書類は「近畿高等学校統一用紙」を使用しましょう。
- ◇平成28年12月 部落差別解消推進法が施行されました。
- ◇採用選考時に本籍・出生地などの本人に責任のない事項を把握することや、身元調査を行うことは、就職差別につながるおそれがあります。



厚生労働省・滋賀労働局・ハローワーク（公共職業安定所）

【お問合せ先】 滋賀労働局職業安定部職業対策課 TEL：077-526-8686

事業主の皆様へ

内職求人 を掲載しませんか



滋賀県生涯現役促進地域連携協議会では、毎月1回、内職求人情報誌を発行しています。
求人情報は随時受け付けています。詳しくは下記までお問合せください。

随時募集

掲載無料

【発行日】 毎月1日（原則）

【配布場所】 県内ハローワーク、各市町、関係団体等

☑県ホームページにも内職求人情報を掲載しています。

URL:<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/300117.html>

【お問合せ先】

滋賀県生涯現役促進地域連携協議会（滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課内）

TEL：077-527-0450（内職専用ダイヤル） FAX：077-528-4873

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。

広告



けっこう使える。
ろうきん

近畿ろうきん

はたらくあなたへ、笑顔を届けに

<https://www.rokin.or.jp>

お客さまセンター ☎ 0120-191-968

月曜～金曜9:00～18:00（祝日、12月31日～1月3日は除く）

ろうきん
イメージモデル
高梨 臨

働く女性のスキル&モチベーションアップセミナー

仕事を続けていると、色々な悩みがあるものです。そうした悩みから自らのキャリアをあきらめないためにも、『働く女性のスキル&モチベーションアップセミナー』でいつまでも自分らしく働くために必要なことを学びませんか。「さらにやりがいを感じ、仕事に取り組みたい方」、「仕事を楽しみながら働きたい方」におすすめてです。

開催日時：令和元年11月7日（木） 9：30～16：00
 会場：滋賀県庁 新館7階大会議室（大津市京町四丁目1番1号）
 定員：50名
 講師：株式会社 プラウド 代表取締役社長 山本 幸美さん
 受講料：無料
 対象：県内企業で働いている女性（概ね勤続10年以上）で、事業主（所属長）の推薦のある人
 応募方法：「受講申込書」を「郵送」または「ファックス」していただくか、「しがネット受付サービス」によりお申し込みください。
 しめきり：令和元年10月28日（月）必着

【お問合せ先】 滋賀県商工観光労働部 女性活躍推進課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
 TEL：077-528-3772 FAX：077-528-4807
 しがネット受付サービス <https://s-kantan.com/pref-shiga-u/>

主催 滋賀県
 共催 一般社団法人滋賀経済産業協会
 後援 仕事と生活の調和・女性活躍推進会議しが

子育てサポート企業に向けて くるみん・プラチナくるみん認定を 目指しませんか？



くるみん（プラチナくるみん）認定とは？

- Q. くるみん認定、プラチナくるみん認定とはどんなものですか。
 ◆ 行動計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした事業主が労働局へ申請を行うと、くるみん認定、プラチナくるみん認定を受けることができます。
- Q. 認定を受けるとどんなメリットがありますか。
 ◆ 認定を受けると、「くるみんマーク」「プラチナくるみんマーク」を商品、広告、求人広告、名刺等に表示することができます。また、子育てサポート企業であることをアピールできます。また、公共調達において加点評価される場合があります。

認定件数（令和元年6月末現在）	
くるみん認定	
全国※	3,137社、滋賀 54社
プラチナくるみん認定	
全国	303社、滋賀 3社

※全国は認定企業のうち、公表することに了解を得た企業数

企業イメージの向上や優秀な労働者の採用・定着を図ることができます。

次世代育成支援対策推進法では、常時雇用する労働者が101人以上の企業には労働者の仕事と子育ての両立を図るため一般事業主行動計画の策定・届出・公表・労働者への周知が義務付けられています。

認定を希望する事業主の皆様へ
認定に向けたご相談に対応いたします！

認定には要件があります。ご希望の際は、お早めにご相談ください。

【お問合せ先】 滋賀労働局雇用環境・均等室
 〒520-0806 大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎4階
 TEL：077-523-1190 FAX：077-527-3277

生産性向上支援訓練&IT活用力セミナースケジュール

従業員の生産性向上に関する様々な課題の解決や現場力の強化に関する研修として「生産性向上支援訓練」及びITの活用や情報セキュリティ等を習得する「IT活用力セミナー」を実施します。

コース名	会場 開催日	受講料 (税込)
品質管理基本	②10/4	3,300円/人
社内ネットワークの情報セキュリティ対策	①10/11	2,200円/人
ムダを発見するための業務とデータの流れの見える化	①11/8	3,300円/人
管理者のための問題解決力向上	③11/15	3,300円/人
事故をなくす安全衛生活動	①11/22	3,300円/人
原価管理とコストダウン	①12/3	3,300円/人
業務効率向上のための時間管理	④12/4	3,300円/人
情報漏えいの原因と対策	①12/6	2,200円/人
RPAによる業務の自動化	④12/11※	2,200円/人

コース名	使用 ソフト	会場 開催日	受講料 (税込)
業務に役立つ表計算ソフトの関数の活用	Excel	⑤10/3・4	3,300円/人
視覚効果を活用するプレゼンテーション技法	Power Point	⑥10/17	2,200円/人
表計算ソフトの業務活用	Excel	⑤11/13	2,200円/人
効率よく分析するためのデータ集計	Excel	⑥11/14・15	3,300円/人
業務に役立つ表計算ソフトの関数の活用	Excel	⑤12/12・13	3,300円/人

訓練時間は全て9:30~16:30です。 ※のみ13:30~16:30です。

～会場～

- ①...ポリテクセンター滋賀 (大津市)
- ②...ポリテクカレッジ滋賀 (近江八幡市)
- ③...長浜勤労者総合福祉センター(長浜市)
- ④...彦根商工会議所(彦根市)
- ⑤...国際経営情報専門学校(大津市)
- ⑥...マテリアル彦根パソコン教室 (彦根市)

コース内容、申込方法等は下記HPをご参照ください。

【お問合せ先】 ポリテクセンター滋賀 生産性向上人材育成支援センター

TEL: 077-537-1176 FAX: 077-537-1215

今年度開催予定の全コースについては、当センターHPに掲載しています。

URL: http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/employer/seisansei_kunren.html

ポリテク滋賀 生産性

検索

ポリテクカレッジ滋賀で社員教育を実施してみませんか? 能力開発セミナーのご案内

～企業の人材育成をお手伝いします～

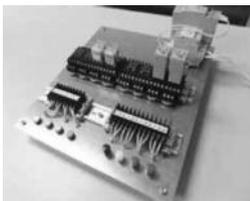


社員教育について、何でもお任せください。(カリキュラム等、無料で作成いたします)

「公開されているコースでは日程が合わない」「機器や場所が不足している」「自社の実情にあった内容にしたい」等、通常のセミナーの他に「オーダーメイドコース」も承っておりますので、お気軽にご相談下さい。

●高度な技能・技術の習得 (在職者訓練)

「技能・技術等の向上」や「新たな製品づくり」といった企業の生産現場が抱える課題解決のために、“ものづくり分野”を中心に、設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全等の実習を中心とした高度な訓練コースを体系的に実施しています。



○主な訓練分野 【機械系】・機械設計 ・機械加工 ・自動化技術 ・各種金属熱処理
【電気・電子系】・電子回路設計 ・電気設備保全 ・IoT技術の活用
【住居系】・建築設計 ・建築製図 ・施工管理

滋賀職業能力開発短期大学校
〒523-8510

滋賀県近江八幡市古川町1414

(篠原駅より徒歩10分、駐車場あり)

【お問合せ先】 学務援助課

TEL: 0748-31-2252

E-mail: shiga-college02@jeed.or.jp

ぜひ、お気軽にご相談下さい。

能力開発講座のご案内

自己啓発として仕事に活かせる専門知識や能力を身につけたい方をお手伝いします。

研修名 開催日	対象者	主な内容	受講料	定員 申込締切
品質管理基礎研修 10月11日(金)	・品質管理を基礎から学びたい方 ・ISO9001の推進者	・品質管理とは ・製造の改善 ・やさしいQC手法演習 ・統計的工程管理とは	会員 7,500円 一般 13,000円	25名 9月27日(金)
リーダーシップ基礎研修 10月17日(木)・ 18日(金)	・管理監督者 ・能力開発担当者	・リーダーの役割 ・目標管理能力のポイント ・問題解決能力のポイント ・組織化、チームワーク能力のポイント 他	会員 13,000円 一般 21,000円	25名 10月3日(木)
リーダー・監督者のための 基礎研修 11月6日(水)	・管理監督者 ・能力開発担当者	・職場の基本と監督者の役割 ・基本的な考え方をわかりやすく説明し、 会社の業績貢献に役立つ仕事の進め方 をわかりやすく指導	会員 7,500円 一般 13,000円	25名 10月23日(水)
教育技法(TWI-JI、JM、 JR)基本速習研修 11月7日(木)・ 8日(金)	・管理・監督者 ・能力開発担当者 ・技能検定特級受検 予定者等	・監督者の立場と役割 ・職場の問題 ・仕事の教え方(JI) ・改善の仕方(JM) ・人の扱い方(JR)	会員 13,000円 一般 21,000円	25名 10月24日(木)
ISO9001内部監査員 セミナー 11月14日(木)・ 15日(金)	・すでに認証登録された事業所に所属する方等	・国際規格ISO9001の認定取得時および取得後に必要となる内部監査員養成教育 ・修了テスト合格者には修了証書発行	会員 15,000円 一般 24,000円	20名 10月31日(木)

*会場：滋賀県職業能力開発協会 開催時間：9:30-17:00
 受講者申込みは先着順となります。応募者が少ない場合は中止となることがございます。
 詳細は、協会ホームページ <http://www.shiga-nokaikyo.or.jp/> に掲載しています。
【お問合せ先】 滋賀県職業能力開発協会 TEL：077-533-0850

21世紀職業財団

2019年度 ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内

1. ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべき専門スキルについて、ロールプレイを体験しながら学びます。
 開催日時 2019年10月23日(水) 13:30~16:30
 場 所 21世紀職業財団関西事務所 研修室(大阪市中央区本町4-4-24住友生命本町第2ビル9階)
 担当講師 客員講師 藤本 美幸

2. ハラスメント相談担当者セミナー アドバンス編

被害者、行為者、第三者への対応をロールプレイで体験します。
 講師の講評や参加者同士の意見交換からも貴重な気づきを得られ、研鑽を積む絶好のチャンスです。
 開催日時 2019年11月26日(火) 9:30~16:30
 場 所 21世紀職業財団関西事務所 研修室(大阪市中央区本町4-4-24住友生命本町第2ビル9階)
 担当講師 客員講師 中崎 郁子

3. ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべき専門スキルについて、ロールプレイを体験しながら学びます。
 開催日時 2020年1月24日(金) 13:30~16:30
 場 所 21世紀職業財団関西事務所 研修室(大阪市中央区本町4-4-24住友生命本町第2ビル9階)
 担当講師 客員講師 山内 理恵子

【お問合せ先】

公益財団法人21世紀職業財団関西事務所
 TEL：(06)4963-3820 FAX：(06)4963-3821
 E-mail：kansai@jiwe.or.jp URL：http://www.jiwe.or.jp



多彩な力が活きる社会に
21世紀職業財団

滋賀県の勤労者向け融資制度

(平成31年4月1日現在)

滋賀県では、勤労者の皆さまに安定した生活を営んでいただくために下記のとおり勤労者向け融資を行っています。

各資金の申し込みにつきましては、直接県内の取扱い金融機関までお願いします。

資金名	融資対象者	資金用途	融資限度額	利率	融資期間 (据置)
勤労者福祉資金	県内に居住または勤務する勤労者で以下のいずれにも該当する方 ①同一事業所に1年以上引き続き勤務している方 ②事業主または労働組合の証明が得られる方	臨時または緊急に必要な資金 ①本人または家族の療養費、分娩費、冠婚葬祭費、教育費 ②本人の転宅費 ③本人の住宅改良または補修費 ④生活に必要なと認められる耐久消費財の購入費 ⑤その他必要な出費で、知事が適当と認めたもの	100万円	2.50%	5年 (2か月以内)
育児・介護休業者生活資金	県内に居住または勤務する勤労者で以下のいずれにも該当する方 ①同一事業所に1年以上引き続き勤務している方 ②育児・介護休業を取得中または申請中で同一事業所に復職する予定の方 ③融資申込日において育児・介護休業終了日までの休業期間が1か月以上ある方 ④育児・介護休業の取得について事業主または労働組合の証明が得られる方	育児・介護休業期間中に必要な生活資金	100万円 (休業期間が3か月以下である場合は50万円)	1.90%	6年 (休業期間中を限度として1年以内)

取扱金融機関

近畿労働金庫、滋賀銀行、関西みらい銀行、京都銀行、京都信用金庫、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、滋賀県信用組合、京滋信用組合、滋賀県民信用組合、近畿産業信用組合

【お問合せ先】 県内の各取扱金融機関 または 滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課
TEL : 077-528-3751 FAX : 077-528-4873

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に基づく施策を実施しています!

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に基づく施策を実施しています! お気軽に御利用ください。

1 合理的配慮の提供に係る費用を助成します!

障害を理由とする差別の解消を推進するため、企業や自治会が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用を全額助成します。

(1) コミュニケーションツールの作成

- ・点字メニュー
- ・チラシの音訳など

上限額 **3万円**

(2) 物品の購入

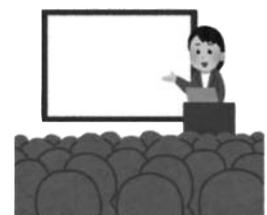
- ・筆談ボード
- ・折りたたみ式スロープなど

上限額 **5万円**



2 障害の理解のための出前講座を実施します!

「障害って何?」、「障害のある人とどのように接すればいいの?」という疑問はありませんか? 障害について理解するため、企業などの研修会、講演会などに、専門家を無料で派遣します。



【お問合せ先】

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課共生推進係

TEL : 077-528-3540

FAX : 077-528-4853

E-mail : ec0006@pref.shiga.lg.jp

労働委員会
だより

雇用のトラブルまず「相談」！次に「あっせん」を！

～10月は「個別労働関係紛争処理制度(労働相談・あっせん)周知月間」です！～

あっせん制度とは？

労働委員会では、正社員やパート社員、派遣社員など一人ひとりの労働者と使用者との間に生じた労働関係紛争を解決するため、労働問題について経験豊かなあっせん員が労使双方からお話を聴いたり、助言を行い、話し合いにより解決できるよう、お手伝いする「あっせん制度」を設けています。

あっせんの対象は？

労働者と使用者との間に発生した労働条件や雇用に関するトラブルで、当事者間での自主的な解決が困難となったものが対象となります。例えば、次のような事案があります。

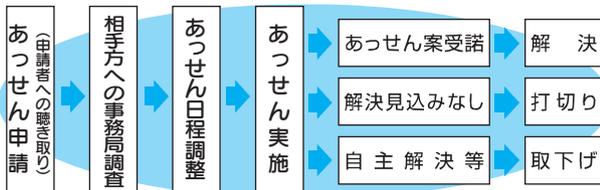


(労働者)
・最初に示された労働条件が実際の状況と違う。
・セクハラやパワハラを受けた。



(使用者)
・やむを得ない事情で社員に配転命令を出したが、理由なく拒否された。
・社員から高額な退職金を要求された。

あっせんの流れは？



申請方法は？

あっせん申請書を郵送もしくは事務局へご持参ください。申請書は事務局で直接お渡しするほか、ホームページからダウンロードできます。

※メールやFAXによる申請は受け付けておりません。

事例の紹介

◇有給休暇が理由の解雇トラブル

Aさんは県内企業の正社員でした。Aさんは家族の病気を理由に1週間の休暇を取ったところ、休み明けに上司に呼び出され、長期間の休みについて叱責を受けました。有給休暇の申請もしっかり行っているのに、なぜ怒られなければならないのかと反論すると、Aさんはその場で解雇されてしまいました。

Aさんはこの一件で会社に失望したため、退職することに異論はありませんでしたが、解雇の理由に納得がいかず、また突然の解雇で生活が苦しいことから、解決金を求めてあっせんを申請しました。

一方、会社側は、Aさんは勤務態度に問題があったため、解雇は当然だと考えていました。あっせんの場では、あっせん員が間に入り、両者から丁寧に事情や経緯を聴き取りました。あっせん員はまずAさんから、生活費の問題なので早急に解決したいという気持ちを聴き出しました。次に会社に対し、有給休暇の使用は労働者の権利であり、それを理由に解雇することは違法だと説明しました。

最終的に、会社は労働基準法の知識のなさを認め、Aさんに給与2か月分+αの額を支払うことをもって解決とすることで、両者は合意しました。

(実際の事例をもとに内容を一部変更しています。)

☆中央労働委員会ホームページ「労働紛争の調整事例と解説」にもあっせん事例が多数掲載されています。
https://www.mhlw.go.jp/churoi/chyousei_jirei/index.html

毎月、原則として第4金曜日には、
「月例労働相談」も開催！
開催時間：14:45～

滋賀県労働委員会ホームページへアクセス！
<https://www.pref.shiga.lg.jp/roudo/>

無料労働相談会を開催します！

★労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員が、三者一組で丁寧に相談に応じます。

★労働者、労働組合、事業主の方など、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

※下記への事前申込みが必要です。各相談日の前日(10/13、20の相談は直前の金曜日)の17時までにお申込ください。

開催日	時間	会場	所在地
10/4 (金)	13:00 ～16:00	滋賀県庁労働委員会室 県庁東館5階	大津市 京町4-1-1
10/13 (日)	13:00 ～16:00	滋賀県消費生活センター 2階会議室	彦根市 元町4-1
10/20 (日)	13:00 ～16:00	滋賀県男女共同参画センター 2階研修室A	近江八幡市 鷹飼町80-4
10/25 (金)	14:45 ～17:10	滋賀県庁労働委員会室 県庁東館5階	大津市 京町4-1-1
10/29 (火)	17:30 ～20:00	草津市市民交流プラザ5階 小会議室5	草津市 野路1-15-5

【お問合せ先】 滋賀県労働委員会事務局
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 (県庁東館5階) TEL : 077-528-4472

労働相談 Q & A

テーマ

『年次有給休暇』

2019年4月から、全ての使用者において、10日以上の子年次有給休暇（以下有給休暇）を付与される労働者に対し、有給休暇の有意義な活用を推進する観点から、年5日については使用者が時季を指定して取得させる事が必要になりましたので、今回はその詳細について考えてみます。

質問

使用者は何時、どの様に時季指定して与えるのですか？

回答

有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に、5日を使用者が取得時季を指定して与える必要があります。

対象者の入社日は異なっている場合が多く、誰がいつまでに有給休暇を5日取得しなければならないか、管理が大変になりますので、年始や年度はじめ等に基準日を統一することで管理しやすくなります。

なお、1年以内に対象者が自ら取得申請した日数や、労使が話し合いで取得時期を決定し、与えた日数は5日から控除します。

質問

どのような労働者に有給休暇を時季指定して与える必要がありますか？

回答

法律により有給休暇が10日以上付与される労働者が対象で、パート・アルバイト・有期雇用労働者・管理監督者など全ての労働者が対象となります。

質問

時季指定するにあたり使用者が配慮すべき事はありますか？

回答

使用者が時季指定し有給休暇を付与する場合には、その事を労働者に明らかにしたうえで、労働者の希望・意見を聴取し、労働者の希望・意見を尊重するように努めなければなりません。

その他に、使用者は労働者ごとの「年次有給休暇管理簿」を作成し、3年間保存しなければなりません。

住まいのことなら滋賀県住宅生協へ 広告

分譲地の開発

近江八幡

レインボータウン
南桐原

16区画

東近江

レインボータウン
東近江昭利

17区画

分譲地の販売

大津

レインボータウン
大津下坂本

12区画

大津

びわ湖ローズタウン
緑住区

11区画

水口

レインボータウン
貴生川

161区画

不動産の仲介
リフォーム・サポート
住宅相談会

滋賀県勤労者住宅生活協同組合

資料請求・お問い合わせ

077-524-2800

滋賀県知事(13)第631号 滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが6階 定休日/火・水・祝 営業/9:00~18:00

社労士の日

社会保険労務士による セミナー&相談会開催のご案内

参加無料

主催：滋賀県社会保険労務士会 湖東支部

- 【日時】 2019年12月5日(木) 13:30~15:45(受付開始13:00)
- 【場所】 近江八幡市総合福祉センターひまわり館1階ホール(近江八幡市土田町1313)
- 【内容】 無料セミナー
 あなたや家族、従業員が突然癌などの病気で仕事が出来なくなったら…。そんなとき知っておきたい傷病手当金、障害年金、雇用保険、労働契約(有給休暇、休職制度)等の基礎知識についてご説明いたします。
 ●上手に使う「有給休暇」と療養のための「休職制度」
 ●治療費の負担を抑える「高額療養費」と療養中の生活費「傷病手当金」
 ●退職後も継続的に受けられる「傷病手当金」の支給要件
 ●退職後、すぐに就職活動ができないときの「雇用保険受給資格の延長制度」
 ●退職後、「健康保険任意継続」と「国民健康保険」どちらを選ぶ?
 ●意外と知られていない「障害年金制度」
- 【定員】 先着60名様
- 【申込方法】 タイトル「社会保険労務士による無料セミナー」、参加者氏名、連絡先電話番号を記載の上、下記申込先へFAXにてお申込みください。
- 【申込締切】 2019年11月29日(金)まで
- 【お申込先】 滋賀県社会保険労務士会 湖東支部事務局 (福谷経営管理事務所内 担当: 福谷)
 FAX: 0748-34-0058 TEL: 0748-33-1528 E-Mail: sr-fukutani@nifty.com

無料相談会同時開催 13:30~16:30の間で随時受け付けます(16:00受付終了)。どなたでもご相談いただけます。相談無料。事前予約不要。※相談者多数の場合、全ての方のご対応ができない場合があります。ご了承ください。

滋賀県労働相談所のご案内

労働に関する疑問・トラブルはありませんか?

「明日から来なくていい」と言われた。 残業手当を支払ってくれない。
 有給休暇をとれない。 職場でケガをしてしまった。どんな給付が受けられる?
 労働組合から団体交渉を求められている。どう対応すればいい?

労働者・事業主を問わず、専門の相談員が相談に応じます。
 相談無料、秘密厳守ですので、お気軽にご利用ください。

面談(事前にご予約が必要です。)・電話のいずれの相談もご利用になれます。

◇開設時間

月曜~金曜(平日) 10時~17時(12:30~13:30、15:00~15:15除く)

◇労働相談ダイヤル

0120-967164(フリーダイヤル)

※平日夜間、土曜・日曜、祝日は平成31年3月末で終了しました。

フリーダイヤルは滋賀県内固定電話(もしくは公衆電話)からのみ利用いただけます。携帯電話からは労働相談所の一般電話(077-511-1402、通話料有料)をご利用ください。相談員の勤務上の都合などで、一時的にご利用いただけない場合がありますので、ご容赦ください。

滋賀県労働相談所

〒520-0806 大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階
 JR琵琶湖線「膳所」駅より徒歩15分
 京阪電鉄「石場」駅より徒歩3分

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで
 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
 〒520-8577 大津市京町4-1-1
 TEL: 077-528-3751 FAX: 077-528-4873
 URL: <https://www.pref.shiga.lg.jp/>
 E-mail: fe00@pref.shiga.lg.jp